

# 瀬戸内市危機管理指針

令和3年4月

瀬戸内市

# 目次

## 第1章 総則

第1	目的	1
第2	危機の定義	1
第3	危機管理の体系	2

## 第2章 市の責務

第1	基本的責務	4
第2	計画と実施	4
第3	職員の責務	4

## 第3章 連携・協力

第1	市民の連携・協力	5
第2	地域活動団体の連携・協力	5
第3	事業者の連携・協力	5
第4	関係行政機関等の連携・協力	5

## 第4章 危機管理の基本方針

第1	事前対策	6
第2	応急対策	6
第3	事後対策	7

資料	瀬戸内市危機管理対策会議設置要綱	8
----	------------------	---

# 第1章 総則

## 第1 目的

この指針は、瀬戸内市における危機管理に関する基本的事項を定め、総合的かつ計画的な危機管理対策を講じることにより、様々な危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、安全・安心のまちづくりに資することを目的とする。

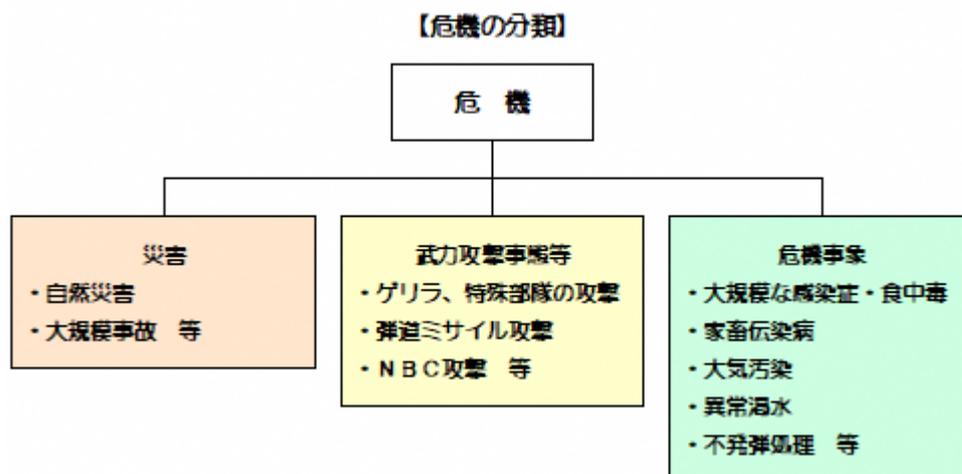
## 第2 危機の定義

この指針において使用する用語の定義は、次のとおり定める。

### 1 危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に被害を与える事態」、又は「市民生活に支障を及ぼす事態」をいう。

この指針において、危機は「災害」、「武力攻撃事態等」、「危機事象」の三つに大別して定義する。



#### ①災害

災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項で定められている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火災、若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生じる被害」をいう。

#### ②武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）」第 2 条第 2 号及び第 3 号で定められている「武力攻撃事態」又は「武力攻撃予測事態」等をいう。

### ③危機事象

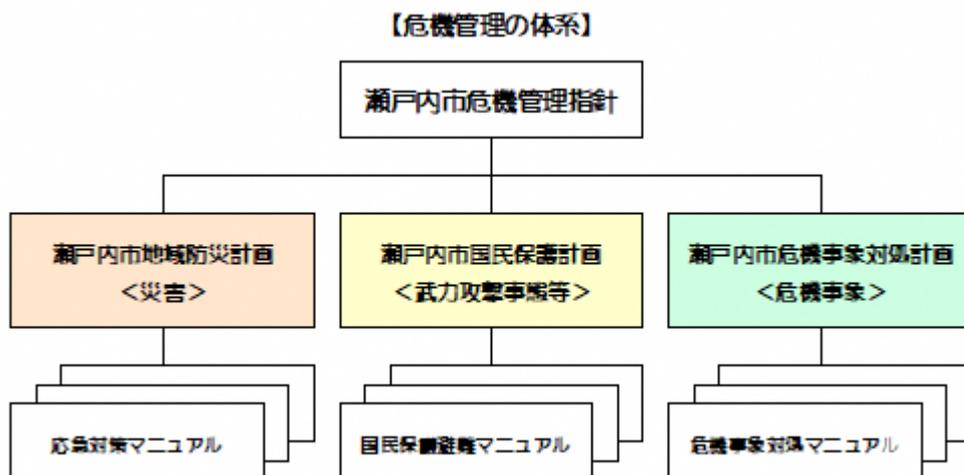
危機事象とは、市民の生命、身体及び財産に被害を与える事態、又は市民生活に支障を及ぼす事態のうち災害及び武力攻撃事態等を除いたものをいう。

## 2 危機管理

危機管理とは、危機発生の未然防止策や、発生した場合はその被害を最小限にするための対処方針、また危機収束後の復旧方策などをいう。

## 第3 危機管理の体系

この指針の具体的な実施は、災害対策基本法に基づく「瀬戸内市地域防災計画」、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に基づく「瀬戸内市国民保護計画」及びこの指針に基づき策定する危機事象に対処するための「瀬戸内市危機事象対処計画」によるものとする。



### 1 地域防災計画

「瀬戸内市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「瀬戸内市防災会議」が策定する計画である。災害の種類に応じて「風水害等対策編」及び「地震・津波対策編」及び「資料編」の三編に区分し「瀬戸内市防災会議」が策定する。

### 2 国民保護計画

「瀬戸内市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び「岡山県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等に備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画である。「瀬戸内市国民保護協議会」に諮問したうえで策定する。

### 3 危機事象対処計画

「瀬戸内市危機事象対処計画」は、この指針に基づき感染症、環境汚染等、「災害」や「武力攻撃事態等」以外の危機に対処するための計画である。「瀬戸内市危機管理対策会議」に諮問したうえで策定する。

## **第2章 市の責務**

### **第1 基本的責務**

市は、危機の発生を未然に防止するための施策を講じるとともに、危機の発生に際しては、市の有する機能を最大限に発揮し国、県、他の地方公共団体及び関係機関等と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する責務を有する。

### **第2 計画と実施**

市は、関係機関等の協力を得て法令に基づく計画及びこの指針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要な細部計画を策定し、これを実施する責務を負う。

### **第3 職員の責務**

職員は、常に危機管理に関する知識・技術の習得に努め、市民の範となるべき行動をとりつつ、危機発生時は直ちに対応する事務に従事し、かつ市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有する。

## 第3章 連携・協力

### 第1 市民の連携・協力

- 1 市民は、さまざまな危機に備え必要な知識・技術の習得に努めるとともに、自ら建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、その他危機に備えるための手段を講ずるよう努める。
- 2 市民は、危機に対する訓練等に積極的に参加し、危機に際して自発的な活動に心がけ被害を最小限にとどめるよう努める。
- 3 市民は、危機に際して相互に連携するとともに、市及び地域活動団体等が実施する危機管理に積極的に参加・協力するよう努める。

### 第2 地域活動団体の連携・協力

- 1 地域活動団体は、さまざまな危機に備え、必要な知識・技術の習得機会を設け、地域の人材育成に努めるとともに、地域における自主的な危機対処計画を策定し、地域の安全性の向上に努める。
- 2 地域活動団体は、危機に対する訓練等に積極的に参画するとともに、地域における連携・協力を推進し、危機に際して地区対策本部の設置など速やかな対応に努める。
- 3 地域活動団体は、危機に際して市及び関係行政機関等が実施する危機管理に積極的に参加・協力するよう努める。

### 第3 事業者の連携・協力

- 1 事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生の抑制に努めるとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努める。
- 2 危機管理において、事業者も地域社会の一構成員として、積極的に市民及び地域の防災組織などと連携・協力し、共助に努める。

### 第4 関係行政機関等の連携・協力

- 1 関係行政機関等は、この指針の目的に則り、それぞれの組織機能に沿った危機管理に努める。
- 2 関係行政機関等は、それぞれの組織機能に応じた危機管理が円滑に推進されるよう、相互に連携・協力するよう努める。

## 第4章 危機管理の基本方針

### 第1 事前対策

事前対策では、平常時より危機を想定し、その予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努める。

#### 1 危機に関する調査研究

想定される危機を予め分類整理し、「災害」、「武力攻撃事態等」及び「危機事象」に区分し、それぞれ事象ごとの調査研究を行い予防対策や被害の軽減策に反映する。

#### 2 予防対策の実施

危機の特性に合わせ、ハード、ソフト両面の対策を講じ被害の軽減を図るものとする。

#### 3 対応体制の整備

危機に対処するための連絡体制や対策本部などの体制の整備を図り、迅速かつ的確に対応する。

#### 4 訓練・研修の実施

様々な危機を想定した訓練や研修を実施し、危機管理に関する知識・技術の習得に積極的に取り組む。

また、訓練終了後には検証を実施して十分な効果を発揮できるよう努める。

#### 5 物資、資機材の整備

施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

#### 6 関係機関等との連携協力体制の強化

危機発生時に、迅速かつ的確な応急対策が実施できるよう、平常時から関係機関等と連携・協力の体制づくりを推進する。

### 第2 応急対策

危機が発生したときには、被害や影響を最小限に止めるための応急対策を実施し、市の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に收拾するため最善を尽くす。

## 1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、関係部局が直ちに初動体制等を取り機動的かつ横断的に対応する。

また、危機の規模や被害等が拡大し全庁的な対応が必要な場合には、対策本部等の組織体制に迅速に移行するなど状況に応じた対応を行う。

## 2 対処方針の決定

危機発生時には、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な対処方針を決定する。

また、これを職員及び関係機関等に周知徹底し確実に応急対策を実施する。

## 3 関係機関等と連携した応急対策の実施

危機発生時に被害や影響を最小限に抑えるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急活動・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収束する。

なお、危機の内容や規模、被害状況により他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、迅速に応援を要請し活動体制を強化する。

## 4 市民への情報提供

危機発生時に、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報を、あらゆる広報手段を活用し迅速かつ的確に提供する。

また、情報内容は正確性を確保するとともに、市民に分かりやすい情報となるよう努める。

## 第3 事後対策

事後対策では、危機の収束後に市民生活の回復を図るため、被害者等の支援などを実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、市全体の危機管理能力の向上に努める。

### 1 市民生活の安定・復旧

市は、危機の収束後には市及び関係行政機関等は相互に協力して、被災者等の生活を援護し、地域経済の復興支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力復興の促進に努める。

### 2 点検・検証

市は、危機の収束後に危機管理全体について総合的な点検及び検証を行い、事前対策及び被害の軽減などの改善策を明確にして、各計画やマニュアルに反映する。

○瀬戸内市危機管理対策会議設置要綱

平成25年10月9日

告示第22号

改正 平成26年3月28日告示第17号

平成27年3月27日告示第25号

平成28年3月31日告示第23号

令和2年3月31日告示第29号

令和3年3月31日告示第 号

(設置)

第1条 本市における危機管理対策の総合的な推進を図るため、瀬戸内市危機管理対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 瀬戸内市危機管理指針の策定及び変更に関する事。
- (2) 危機に対する対応策の検討に関する事。
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事。
- (4) 市民への危機に関する情報の提供に関する事。
- (5) その他必要な危機管理に関する事。

(組織)

第3条 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、副市長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、教育長、総務部長、総合政策部長、市民生活部長、福祉部長、こども・健康部長、産業建設部長、文化観光部長、上下水道部長、教育次長、病院事業部長、消防長、議会事務局長及び会計管理者をもって充てる。

(会議)

第4条 対策会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対策会議への出席を求めることができる。

(危機管理幹事会)

第5条 危機管理の一層の充実及び危機に関する情報収集を行うとともに、その体制の検証及び評価を審議するため、対策会議の下部組織として危機管理幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、危機管理課長をもって充て、会務を総理する。

4 幹事は、委員が指名する瀬戸内市職員管理手当支給に関する規則(平成16年瀬戸内市規則第41号)に

規定する課長級の職にある者をもって充てる。

5 幹事会の幹事の定数は、25人以内とする。

(庶務)

第6条 対策会議及び幹事会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第17号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日告示第25号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第23号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第29号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第29号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第 号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

# 瀬戸内市危機管理指針

策定 平成26年1月6日

改訂 令和3年4月1日

発行 瀬戸内市役所

編集 瀬戸内市総務部危機管理課